

群馬県公安委員会告示第19号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和7年5月15日

群馬県公安委員会委員長 竹内 健

1 講習に係わる警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務に係る新規取得講習及び追加取得講習

2 実施日時

(1) 実施期日

ア 新規取得講習

令和7年10月15日（水）から10月22日（水）までの間（ただし、土、日曜日を除く。）

イ 追加取得講習

令和7年10月20日（月）から10月22日（水）までの間

(2) 実施時間

ア 新規取得講習

受付	10月15日（水）	午前8時30分から午前8時50分までの間
講習	10月15日（水）から 10月21日（火）まで	午前9時から午後4時50分までの間 （ただし、土、日曜日を除く。）
	10月22日（水）	午前9時から午前11時50分までの間
修了検査	10月22日（水）	午後1時30分から午後3時10分までの間

イ 追加取得講習

受付	10月20日（月）	午後0時30分から午後0時50分までの間
講習	10月20日（月）	午後1時から午後4時50分までの間
	10月21日（火）	午前9時から午後4時50分までの間
	10月22日（水）	午前9時から午前11時50分までの間
修了検査	10月22日（水）	午後1時30分から午後2時50分までの間

※ 日程変更又は中止となる場合がある。

3 実施場所

群馬県前橋市江田町80番地6 一般社団法人群馬県警備業協会

4 講習定員

(1) 新規取得講習

30人

(2) 追加取得講習

30人

5 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に

従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込み日において、当該講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者講習に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、5の(1)のいずれかに該当する者

6 受講資格

受講対象者の要件を満たす者のうち、事前申込みを行い、群馬県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）から受講申込み可能である旨の通知を受けた者とする。

7 受講申込み手続き

(1) 事前申込み

ア 受講希望者本人が自己の受講要件を確認し、群馬県警察のホームページでぐんま電子申請受付システム内に掲示されている警備員指導教育責任者講習事前申込みにより事前申込み（電子申請）を行うこと。

事前申込みにより、講習定員を超過した場合には、抽選を行うので、各講習ごとに、受講者本人が一人一申請とすること。

抽選の有無にかかわらず、事前申込みをした者については、ぐんま電子申請受付システムによる電子メールで受講申込み可能の有無を通知する。

注) 事前申込み時に、受講希望者本人の氏名、生年月日、本籍、住所、連絡先等のほか、該当する受講要件、交付を受けている資格者証、合格証明書の内容（区分・種別、番号、交付年月日、交付公安委員会）、該当する警備業務従事期間の入力が求められる。

また、事前申込みのための機器（携帯電話・パソコン等）がない等、ぐんま電子申請受付システムによる事前申込みが実質的に不可能である場合は、電話による事前申込みの受付を検討するので、下記電話番号へ問い合わせること。

イ 本件講習に関する問合せ先

平日午前9時から午後4時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く）

群馬県警察本部生活安全部

生活安全企画課 許可等第一係（027-243-0110内線3043）

(2) 事前申込み受付期間

令和7年6月17日（火）午前10時から6月20日（金）午前10時まで

(3) 受講申込書の提出

ア 提出期間

令和7年9月1日（月）から9月5日（金）までの午前9時から午後4時までの間
（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出場所

住所地が群馬県内の者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課

住所地が群馬県外の者は、事前申込みの際に入力した群馬県内の警察署の生活安全課

ウ 提出方法

原則、受講者本人が指定された提出場所へ申請書類を持参して提出すること。

なお、郵送等による提出は認めない。

エ 提出書類

（ア）警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

a 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）には、申請前6月以内に撮影した写真（無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）1枚を貼付すること。

b 受講申込書に記載する本籍、氏名は、省略せずに、戸籍どおりの正確な記載をすること。

（イ）前記5の受講対象者に該当することを疎明する次のいずれかの書面 1通

a 前記5の(1)のアに該当する場合は、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面及び履歴書

b 前記5の(1)のイに該当する場合は、1級検定の合格証明書の写し

c 前記5の(1)のウに該当する場合は、2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

d 前記5の(1)のエに該当する者は、旧1級検定の検定合格証の写し

e 前記5の(1)のオに該当する者は、旧2級検定の検定合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

（ウ）追加取得講習を受講しようとする者は、交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し 1通

オ 受講資格の失効等

提出期間内に受講申込書及び講習規則に定める添付書面を提出しなかった場合、または事前申込み後において受講対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講資格は無効とする。

また、受講申込書等の提出期間変更等の要望には応じない。

8 受講手数料及び納付方法

（1）新規取得講習

38,000円相当の群馬県収入証紙により、受講申込み時に納入すること。

（2）追加取得講習

14,000円相当の群馬県収入証紙により、受講申込み時に納入すること。

注）既納の受講手数料については、返還しない。

9 講習業務の委託

本講習は、一般社団法人群馬県警備業協会に委託して実施する。

10 その他

（1）本講習に使用する教本は、受講申込み時に配布する。

（2）受講に当たっては、発熱者や体調不良者等については、受講を認めない場合がある。